

江戸時代の離縁状を読む (3) 解説

一. 前回の宿題の答え合わせ

「離別一札之事」

(林家文書三〇四〇)

離別一札之事

一、去冬、事、二葉書、送、来、此、之、可
氣、也、故、離、別、也、今、年、何、之、
解、也、此、等、も、左、様、之、由、り、念
札、之、事、に、お、め、候、

林家文書三〇四〇

九三書



天保六年

十月

おんまゝの

【积文】

離別一札之事

- 一、其方事、我等妻ニ致来候処、不叶
気愛、致離別候、以来何方へ
- 縁たん取結候とも差構不申候、為念
- 一札差遣候処、如件

比企郡青山村

天保六未年

九兵衛(印)

十月日

おふさとの

【読み下し文】

離別一札の事

- 一、其方事、我等妻に致し来たり候処、
気愛叶わず、離別致し候、以来何方へ
- 縁だん取り結び候とも差構ひ申さず候、念の為
- 一札差し遣わし候処、件のごとし

比企郡青山村

天保六未年

九兵衛(印)

十月日

おふさとの

【大意】

離別一札の事

一つ、あなた(おふさ)のことは、私(たち)の妻としてきたところですが、気が合わず、離別いたしました。以降、(あなたが)どなたへ縁談を取り結んだとしても差支え(ご)いません。念のため一札差し遣わすところは書いてきたとおり。

二．離縁状に関連する文書を読む

三下り半の形式の文書を読むのに慣れてきたところで、今回は、次のステップとして離縁状に関連する少し違った文書の読解に挑戦してみましょう。

○史料 「送一札之事(ふさ離縁二付)」

(林家文書五二九八)

★前回までとは少し違う内容の文書です。まずはざっと目を通してみましょう。

【用語】

送り一札…江戸時代に、居住地を移動する際、現住地の庄屋(名主)から移動先の庄屋宛に発行される送籍状。この送り状には、本人が禁制のキリシタンでないことを証明する檀那寺の寺請状を添える場合が多かった。宗門送り手形。送り手形。宗門送状。おくり。(『日本国語大辞典』(第二版))

宗門人別帳…江戸時代、キリシタン制圧のため、宗門改に基づいて作成された帳簿。同時に戸籍簿としての役割も果たした。人別帳は戸籍簿であり、宗門帳は宗門改の結果を記した帳簿であり、本来は別々のものであったが、人別帳にその構成員の宗門を書きこんだので一帳となったもの。(『日本国語大辞典』(第二版))

土井大炊頭…土井利位。江戸時代後期の老中、下総国古河藩主。(『国史大辞典』)

3

★関連ポイント

離婚は離縁状の授受により成立したが、離婚にあたって必要となる手続きもあった。その一つが夫の家の村の宗門人別帳から籍を除き、妻の実家や新たな居村の宗門人別帳へ加えるという手続きであった。その際、移動元の名主から移動先の名主宛てに出されたのが送り一札である。送り一札を受け取り、処理が完了すると返書として移動先の名主から元の場所の名主へ落着一札が出された。

この送り一札は離婚のときだけでなく、結婚するときなど居住地を移動する際に作成された。類例も多く存在する。

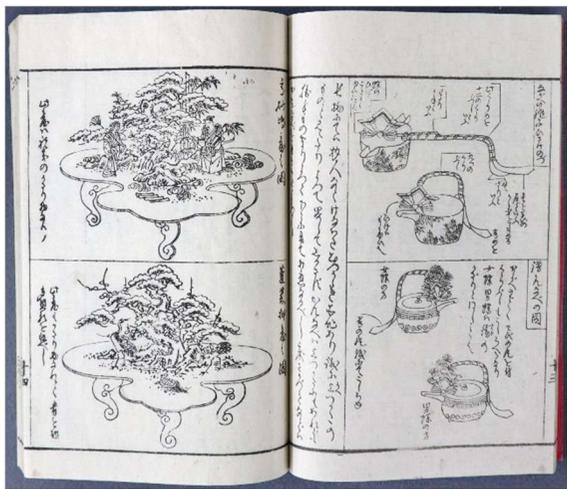
三．時代背景を知る

今回講義で扱った古文書について学びを深めていくためには、当時の結婚や離婚について知っておくと良い。結婚は人生の重要な節目のひとつであり、古くから盛大な婚礼(結婚の儀式)が行われることも多かった。

江戸時代の結婚に関しては関係する古文書も多く、多方面から研究が行われている。

ここでは、今回の講義に関係の深い江戸時代の結婚に関する主要な事項を概説する。

- ・ 儒教に基づいた婦道の確立…「三従の教え」
- 『女大学』などの教訓書が多く出版され、婦道が確立していった。
- ・ 仲人という媒介者が多くなってきた。親類や知人、医者などが務めた。仲人の礼金は比較的高額で、仲人業が商売にもなった。
- ・ 結婚や婚礼指南書が多く版行された。武家、町人など対象も様々。婚礼の儀式の作法を示したもの、婚礼道具を絵入りで説明したものなど。



浅見家文書No.2143「日本婚礼式 全」
明治時代の例ではあるが、婚礼指南書の
1つ。飾り物が図入りで説明されている。

- ・ 嫁入りや婿養子として他家から入る場合は持参金を付けた。結婚の場合、持参金と道具は妻名義の財産。新妻を迎える際の屋敷普請や遊興費になることも。
- ・ 離婚の際には持参金も道具も返す決まりとなっていたため、離婚予防の役目もあった。
- ・ 婚礼は一族や近隣に家督を継ぐことを表明する意味合いもあったため、婚礼、祝言はその必要性があつて財力もある人々が行つた。
- ・ 主な結婚の流れは、
見合い↓両家由緒の交換↓結納↓祝言、親族との式↓婿入り・里帰り

○武家の結婚

- ・ 武家にとって最大の重要な点が、家を継いで次代へ継承すること。
- ・ 主に富裕層において江戸時代の婚礼は「武家婚礼式」が基本となった。
- ・ 届出をして主君や上士の許可が得られれば婚約が整い、婚礼を行つて「引取届」を提出すれば婚姻の手続き完了となった。
- ・ 主君や父母が決めた相手とは否応なく結婚しなければならなかった。
- ・ 「武家諸法度」の中で私婚禁止が定められた。

寛永十二年(一六三五)の『武家諸法度』

「国主、城主、一万石以上并近習、物頭者、私不可結婚姻事」

「石井良助編『徳川禁令考 前集第一』創文社、一九五九年、六四ページ。」

同役の縁組不可、家格相応の縁組が条件。(宝永七年(一七一〇)の『武家諸法度』)

・武家の祝言の流れの例

父母に暇乞い↓花嫁行列↓請取渡し儀↓輿寄せの儀↓婿への土産披露↓祝言↓親族との式↓床入り↓色直し↓婿入り・里帰り

「菊地ひと美『お江戸の結婚』(三省堂、二〇一一年)三六頁〜六〇頁」

○庶民の結婚

・農家は家族経営のため、農村では跡継ぎを生み、家を存続させることが第一目的であった。子の結婚には親が決定権をもち、家と家との結びつきや家格を重んじた。

・庶民の間では見合いが行われることもあった。江戸時代の見合いは、見合いをする時点で既に結婚はほぼ決定しており、相互確認のために行われた。場所は水茶屋が多く、芝居小屋などで行うこともあった。当時の見合いは当人同士が会って話をするものではなく、男性が水茶屋に腰かけて茶を喫していると、女性が供連れで通り過ぎるといふものだった。

・庶民の結婚では婚約も披露宴もないのが普通。長屋の住人たちとささやかに祝う。知人や近所の人々に夫婦として認知してもらうこと(ひろめ)が主目的。

・庶民の場合には翌年の宗門人別帳に配偶者名が足されるのみ。

○江戸時代の離婚

・武士の場合には幕府や藩に夫婦両家から離婚届を出した。庶民は夫が妻に離縁状を書き、妻が受理すれば離婚は成立した。

・一般的には、夫から妻に一方的に離婚を突き付ける、というイメージが先行しがちだが、近年の研究では実質的には熟談離婚で、女性もある程度の権限を保っていたとされている。「高木侃『三くだり半と縁切寺 江戸の離婚を読みなおす』(吉川弘文館、二〇一四年)」

・離縁状を授受しない再婚は、重婚として処罰された。

前期 夫：「入牢」か「追放」 妻「死罪」

後期 夫：「所払い」 妻：髪を剃り親元へ帰す 罰則の軽減

『公事方御定書』『密通御仕置之事』で定められた離縁状の規定

「一、離別状不遣、後妻を呼候もの 所払

但、利欲之筋を以之儀に候ハ、家財取上、江戸払、

一、離別状を不取他江嫁候女

髪を剃、親元江相帰ス

但、右之取持いたし候もの、過料、

一、離別状無之女、他江縁付候親元 過料

但、呼取候男、同断、

「石井良助編『徳川禁令考 別巻』創文社、一九六一年、九一ページ。」
・離縁状は必ず夫が書くもの。(一般的には自筆) 夫が妻を離婚する権利をもっていたという面が強調されがちだが、事例によっては妻が書かせるという見方も指摘できる。(例)夫の不埒により、今後も同様のことが起こったら離縁をする、という「先渡し離縁状」を夫が妻方に渡した上で復縁をするといった場合もあった。

・夫は離縁状を交付するだけでなく、妻方に離縁状を受理した旨の文書を要求することがあった。(離縁状返り一札) 離婚の承諾、先夫に執心・懸念はないという趣旨の文言、子の帰属、慰謝料、財産の返還や今後無心はしないなどの内容。

・離婚は基本的に夫からの請求によるものであったが、妻からの離婚請求ができる条件が五つあった。

- ①夫が妻の承諾なしに妻の持参財産を質に入れたとき
 - ②事実上の離婚状態が三、四年続いたとき
 - ③髪を切つてでも離婚を願う、あるいは夫を誣告(うその申し立て)したとき
 - ④夫が家出して十二か月が過ぎたとき
 - ⑤比丘尼寺に飛び込んで三年が経過したとき(縁切寺…東慶寺、満徳寺)
- ・離婚における夫婦財産…持参財産返還、離婚請求者支払い義務

【参考文献】

- ・今井重男「江戸時代の結婚習俗とそのビジネス性」『千葉商大論叢』52(2)、千葉商科大学、二〇一五年。
- ・江馬務、日本風俗史学会編集《文化風俗選書1》『結婚の歴史―日本における婚礼式の形態と発展―』雄山閣出版株式会社、一九七一年。
- ・菊地ひと美『お江戸の結婚』三省堂、二〇一一年。
- ・高木侃『三くだり半と縁切寺 江戸の離婚を読みなおす』吉川弘文館、二〇一四年。
- ・服藤早苗監修、伊集院葉子他著、叢書〈知〉の森8『歴史のなかの家族と結婚―ジエンドアの視点から』森話社、二〇一一年。